

第 13 期東京都福祉のまちづくり推進協議会 意見具申（案）

～10 年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について～

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第 1 章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

- 1 都における福祉のまちづくりの経緯・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進・・・・・・・・ 4
- 3 分野別バリアフリー化等の進捗状況・・・・・・・・・・・・・ 5

第 2 章 国等の動向

- 1 障害者権利条約の批准と国内法の整備・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正・・・・・・ 1 2
- 3 学校施設におけるバリアフリー化に関すること・・・・・・・・・・・・・ 1 3

第 3 章 東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況

- 1 東京 2020 大会に向けた都の主な取組・・・・・・・・・・・・・ 1 4

第 4 章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性

- 1 東京 2020 大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開・・・・・・ 1 8
- 2 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進・・・・・・・・ 2 0
- 3 誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実・・・・・・ 2 2
- 4 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進・・・・・・・・ 2 4
- 5 バリアフリーの推進に関するその他の検討事項・・・・・・・・・・・・・ 2 6

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

参考資料

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

審議経過等

審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第 13 期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿・・・・・・・・○

※ 文章中に（※）のある用語は今後用語解説を付ける予定です。

はじめに（略）

第 1 章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

これまで都における福祉のまちづくりは、ハード面のバリアフリー化から始まり、初めからできるだけ多くの人々が利用可能なように都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、高齢者や障害者等の当事者の参加等も含めて構築してきた。ここでは、都における福祉のまちづくりの歴史的経緯を踏まえ、福祉のまちづくり推進計画に基づくバリアフリー化等の取組状況について確認する。

1 都における福祉のまちづくりの経緯

- 都における福祉のまちづくりは、昭和 48 年の「身障者のための公園施設設計基準」、昭和 51 年の「都立施設の障害者向け建築指針」、昭和 54 年の「視覚障害者誘導ブロック設置指針」の策定などからスタートした。
- 昭和 63 年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、高齢者や障害者を含む全ての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて定めた。
- 平成 7 年 3 月には「東京都福祉のまちづくり条例」（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設（※）のうち、種類及び規模により定める特定施設（※）の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進することとした。
- 福祉のまちづくり条例に基づき設置された、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、平成 15 年 8 月の意見具申「『21 世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について」の中で、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を提言した。
- 平成 21 年 4 月、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例が施行された。この条例改正により、都市施設のうち、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する特定都市施設においては、届出が義務付けられる対象が広がり、都民の身近

なところでより一層整備が促進されることとなった。

- 東京 2020 大会の開催決定後、様々なオリンピック・パラリンピック関連施策が導入され、都市・施設環境のバリアフリー化の進展、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行やバリアフリー法の改正等が行われた。これらの動向を踏まえ、平成 30 年 10 月、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、車椅子使用者用観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加した。
- また、建築物バリアフリー条例において、国内で初めて、宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、平成 31 年 3 月、福祉のまちづくり条例においても、宿泊施設の一般客室の整備基準を追加する施行規則の改正を行った。
- 令和 3 年 10 月、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、建築物、公園、公共交通施設のトイレの出入口の表示について、これまでの「誰でも利用できる旨(だれでもトイレ)を表示」を改め、今後は「車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示」とすることとした。

2 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進

- 現行の福祉のまちづくり推進計画は、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例第 7 条に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定している。
- 東京 2020 大会以降も見据えて、計画事業を着実に推進していくため、計画期間は令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間としている。
- 計画では、東京 2020 大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標としている。
- また、推進に当たり留意すべき 3 つのポイントとして、「福祉のまちづくりで目指す社会像の共有」、「高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映」、「都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進」を掲げ、これらを踏まえた、一層の施策の充実を図っている。

3 分野別バリアフリー化等の進捗状況

※現時点では公表済の令和 2 年度実績（項目によっては令和元年度実績）を記載しています。
今後更新予定です。

○ 福祉のまちづくり推進計画では、5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めている。

○ 以下、分野別のバリアフリー化等の進捗状況について確認する。

（1）誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

（施策の概要）

全ての人が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っている。

ア 交通機関におけるバリアフリー化の推進

・都内鉄道駅（ＪＲ・私鉄・メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況

「鉄道駅エレベーター等整備事業」の令和 2 年度補助実績：5 駅

＜都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況＞

（累計）

	令和 2 年度末の状況		
	全駅数	整備済駅数	整備率 (%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	758	735	97.0%
「だれでもトイレ」の整備状況（路面電車の駅を除く）	718	697	97.1%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	758	757	99.9%
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	758	364	48.0%

・都内のノンステップバス車両の普及状況

「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」の令和 2 年度補助実績：9 両

都営バスについては、平成 24 年度に全車両ノンステップ化を完了。

＜都内のノンステップバス車両の普及状況＞

(累計)

	令和2年度末の状況		
	全車両数	整備済車両数	整備率 (%)
民営バス	4,308 両	4,062 両	94.3%
都営バス	1,526 両	1,526 両	100.0%
合計	5,834 両	5,588 両	95.8%

イ 道路におけるバリアフリー化の進捗状況

・都道のバリアフリー化の進捗状況

＜整備実績＞

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
21 km	21 km	30 km	39 km	16 km

※平成 28 年 3 月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を策定、令和 2 年度末時点で同計画に基づく都道の対象延長 180 kmのうち、135 kmを整備、整備率は 75%

・高齢者等・視覚障害者用の信号機、エスコートゾーンの整備状況

(累計)

	平成 28 年度末時点 の整備箇所数	平成 29 年度末時点 の整備箇所数	平成 30 年度末時点 の整備箇所数	令和元年度末時点 の整備箇所数	令和 2 年度末時点 の整備箇所数
歩行者感应式信号機 (旧：高齢者等 感应式信号機)	659 箇所	679 箇所	669 箇所	672 箇所	673 箇所
視覚障害者用信号機	2,336 箇所	2,419 箇所	2,467 箇所	2,757 箇所	2,863 箇所
エスコートゾーン	580 箇所	615 箇所	653 箇所	693 箇所	716 箇所

ウ 面的なバリアフリー整備

・東京都施行市街地再開発事業の実施状況

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
2 地区	1 地区	1 地区	2 地区	2 地区

・東京都施行土地区画整理事業の実施状況

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
5 地区	4 地区	4 地区	4 地区	1 地区

・「バリアフリー基本構想」の「重点整備地区」での整備状況

＜基本構想策定に係る補助実績＞

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
4 区	3 区	2 区	0 区	1 区 1 市

＜移動等円滑化促進方針策定に係る補助実績＞

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
—	—	—	—	1 区

令和 2 年度末時点で、都内 21 区 9 市（91 地区）で基本構想を策定、1 区（4 地区）で移動等円滑化促進方針を策定し、面的なバリアフリー整備を実施

（２） 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

（施策の概要）

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていく。

ア 建築物等におけるバリアフリー化の推進

・福祉のまちづくり条例の運用状況

＜福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数（実績）＞

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1,244 件	1,217 件	1,216 件	1,234 件	990 件

・バリアフリー法の運用状況

＜バリアフリー法の新規認定件数（実績）＞

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
22 件	18 件	13 件	18 件	13 件

・宿泊施設のバリアフリー化事業の実施状況

＜補助実績＞

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
10 件	5 件	14 件	41 件	38 件

※額確定状況（令和 4 年 2 月末時点）

・赤ちゃん・ふらっと事業

＜整備実績＞

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
99 か所	55 か所	53 か所	37 か所	16 か所

・令和 2 年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,543 か所

イ 公園等におけるバリアフリー化の推進

・都立公園の整備状況

＜福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積＞

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
7.0 ha	2.9ha	6.2ha	4.1ha	3.9ha

ウ 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

・都営住宅のバリアフリー化の進捗状況

＜建替実績＞

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
3,855 戸	997 戸	2,494 戸	3,289 戸	2,006 戸

＜既設都営住宅の住宅設備改善等実績＞

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者向け改善(※)	4,162 戸	3,797 戸	3,595 戸	3,389 戸	2,858 戸
障害者向け改善(※)	381 戸	377 戸	282 戸	266 戸	206 戸
エレベーター設置	34 基	34 基	34 基	31 基	31 基

(※) 高齢者向け改善・・・高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと

(※) 障害者向け改善・・・障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと

(3) 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

(施策の概要)

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していく。

また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していく。

・帰宅困難者対策における要配慮者への支援

(令和2年度末時点の実績)

一時滞在施設戦略アドバイザーの派遣 25回

一斉帰宅抑制普及啓発動画の配信 約22,000回再生(累計)

・ヘルプカード作成促進

作成・配布 52区市町村(令和2年度末実績)

(4) 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

(施策の概要)

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していく。

・点字による即時情報ネットワーク事業

点字版 実施回数 240回 延配布者数 24,000人(令和2年度実績)

・点字録音刊行物作成配布事業

都刊行物：年間12種類

1種類につき、点字：723部 録音物：1,130部(令和2年度実績)

・東京ひとり歩きサイン計画

<整備実績>

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
88基	106基	71基	133基	106基

令和2年度末時点で554基を整備

(5) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(施策の概要)

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していく。

・普及啓発の充実

「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の作成（平成 27 年度）

「心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム」の開催（平成 28 年度・平成 29 年度）

「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」の実施（平成 28 年度～）※

「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成 28 年度）

1 都 3 県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動（平成 28 年度～）

「『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成 29 年度）

・東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業の実施（平成 30 年度・令和元年度）※

※心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール及び東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し令和 2 年度は実施を見送った。

・身体障害者補助犬給付事業

<給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）>

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
18 頭	12 頭	8 頭	5 頭	11 頭

・「駅前放置自転車」対策の進捗状況

<放置自転車等※の台数の推移> ※原動機付自転車及び自動二輪車を含む。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
34,247 台	31,326 台	27,332 台	25,008 台	21,035 台

・福祉教育の充実

小中学校 1,898 校、都立高校 190 校で福祉教育を実施

第2章 国等の動向

都の福祉のまちづくりに関わる状況は、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）等に関連した国の動向や国際情勢とも密接に関係している。

以下、近年の国等の動向を確認する。

1 「障害者権利条約」の批准と国内法の整備

- 平成 26 年 1 月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約を批准した。
- 従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであったが、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られ、障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が示されている。
- 障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきた。平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、障害の社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の理念が盛り込まれた。
- 平成 25 年 6 月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定され、平成 28 年 4 月に施行された。障害者差別解消法では、共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うこととしている。
- 令和 4 年 5 月には、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行された。「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う」などの理念が盛り込まれた。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正

【令和3年4月施行】

- 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化（ソフト基準遵守（新設等は義務、既存は努力義務）

他の公共交通事業者からの協議への応諾義務

- 国民に向けた広報啓発の取組推進
 - 優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進
 - 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）

- バリアフリー基準適合義務の対象拡大
 - 特別特定建築物に公立小中学校等を追加

【令和4年10月施行】

- 「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加
 - 地方公共団体が、地域の実情等を踏まえて、条例で客席のバリアフリー化を義務付けることが可能に
- 「客席」に対する移動等円滑化誘導基準を設定 ※P25 参照
 - 容積率の特例措置等を通じて、バリアフリー化を推進

- 高齢者、障害者等の移動等に配慮した建築設計標準の改正（令和2年法改正）

【主な改正内容】

（1）小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口の段差、有効幅員・通路を規定
- 可動式椅子席を設ける（飲食店）
- 適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫の充実

（2）重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 車椅子利用者用便房の大きさの見直し
- 多機能便房の機能分散や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
- 車椅子利用者用駐車施設等の必要な高さの見直し

（3）優良事例の追加

3 学校施設におけるバリアフリー化に関すること

【学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言（令和2年9月）】

○ 学校設置者等は、学校施設のバリアフリー化について整備目標を設定し、整備計画を策定

【学校施設バリアフリー化推進指針の改訂（令和2年12月）】

○ 学校施設のバリアフリー化等の視点

- バリアフリー法改正を踏まえ既存施設も含めたバリアフリー化を一層推進していく重要性を明記
- 良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できる学校施設として計画の重要性を明記

○ 既存学校施設のバリアフリー化の推進

- バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することの有効性を明記
- バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、安全かつ円滑な利用に対する障壁を的確に把握すること、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化し整備目標を設定すること等の重要性を明記

※文部科学省による令和7年度までのバリアフリー化の整備目標（文部科学省）

- ・車椅子使用者対応トイレ：避難所に指定されている全ての学校に整備する
- ・スロープ等による段差解消：全ての学校に整備する
- ・エレベーター：要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する

○ 計画・設計上の留意点

- 移動しやすい屋内の通路、円滑に利用できる階段、トイレの洋式化、車椅子使用者用トイレ、出入口の整備 など

【バリアフリー法＜国土交通省＞（※再掲）】

○ 心のバリアフリーの推進について、「学校教育との連携」に関する事項（※教育啓発特定事業）を追加

【新学習指導要領（平成29年3月告示）＜文部科学省＞】

○ 新学習指導要領（小学校：2020年度～、中学校：2021年度～）では、心のバリアフリーやICTなどバリアフリー情報収集に親和性のある内容を記載

第3章 東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況

都は、東京2020大会に向けて、当事者参画を踏まえた気運醸成や施設整備、さらに、大会後のレガシーとなり得る情報バリアフリーや心のバリアフリーの取組を進めてきた。

また、国においては、東京2020大会に向けた計画等の整備を進めてきた。

以下、東京2020大会とその先を見据えた都の取組及び国の動向について確認する。

1 東京2020大会に向けた都の主な取組

【交通機関】

- 都内鉄道駅でのエレベーター等による1ルート確保
- 視覚障害者誘導用ブロック・車椅子使用者対応トイレ等の設置がほぼ全駅で完了
- 複数の出入口や乗換経路におけるルート確保やホームドアの整備を促進
- 都内の路線バス車両のノンステップ化がほぼ完了
- ユニバーサルデザインタクシー車両が普及
- 障害者団体等と意見交換を行いながら、モデル事業箇所での道路のバリアフリー化整備を実施

【道路・公園】

- 競技会場や観光施設周辺等の道路を中心に、取組を推進
- 競技会場、練習会場等となる都立公園や海上公園を中心に、取組を推進

【建築物・面的整備等】

- 都や区市町村の施設や公共住宅等において、改修や新設の際にバリアフリー化が進展
- 宿泊施設の車椅子使用者用客室や共用部のバリアフリー化を促進、一般客室の整備基準を条例化し、あわせて約3,200室を確保
- 区市が作成したバリアフリー基本構想に基づく面的整備や、障害当事者等の住民参加によるバリアフリー化改修等が促進

【当事者参画の取組】

- ユニバーサルデザイン先進都市東京に向けた取組を推進するため、「東京2020パラピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」を設置
- 都立の恒久施設については、全ての人にとって利用しやすい施設となるよう、「アクセシビリティワークショップ」を設置し、障害者や学識経験者等の意見を踏まえ、施設整備を実施
- 高齢者や障害者を含めた地域住民による調査を踏まえた施設・設備のバリアフリー化改修等

に取り組む区市町村を支援（ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業／平成 29 年度から令和 3 年度まで）

- 障害者団体等と意見交換を行いながら、道路のバリアフリー化整備を実施（浮間舟渡駅前広場）

【ソフト面】

- 社会や環境にあるバリアをなくすために必要な行動を続ける、「心のバリアフリー」の社会的気運を醸成
 - ・ シティキャスト（都市ボランティア）に対する研修
 - ・ 従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組む心のバリアフリーサポート企業・好事例企業等を公表
 - ・ 小学 4 年生から中学生までを対象に、ポスターコンクールを実施
- 誰もが必要な情報を容易に入手できるよう「情報バリアフリー」を充実
 - ・ 都内公共施設等の車椅子利用者対応トイレのバリアフリー情報をオープンデータとして公表
 - ・ 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」や「TOKYO 障スポ・ナビ」を運営
- 障害者や高齢者、外国人旅行者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、アクセシブル・ツーリズムの普及や多言語対応等を促進

【東京 2020 大会後の都の主な取組】

- 「未来の東京」戦略 version up 2022（令和 4 年 3 月）
 - ・ 今後、社会に色濃く残る、物理的、制度的、心理的な数々のバリアを取り除き、「誰もが円滑にまちを歩ける」、「誰とでもスムーズなコミュニケーション」、「違いを受け入れ認め合い共に生きる」が実現した、「段差のない社会」を創出するため、ハード・ソフトのバリアフリーの取組を都内全域へ広げていく
- 「パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」の改編（令和 3 年 12 月）
 - ・ 東京 2020 パラリンピック競技大会を契機に関心が高まった「パラスポーツ」「バリアフリー」にさらに光を当て、社会に根付かせていくよう、「パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会」という名称でリスタート
- 東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正（令和 3 年 10 月改正、令和 4 年 4 月施行）
 - ・ 建築物、公園、公共交通施設のトイレの出入口の表示について、これまでの「誰でも利用できる旨(だれでもトイレ)を表示」を改め、今後は「車椅子利用者用便房の設備及び機能を表示」とする。

- 「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」の公表（令和 4 年 3 月）
 - ・ 多様なニーズを持つ高齢者、障害者、子供を含めた全ての人がストレスなく利用できるトイレ環境を実現するため、各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者に向けて作成
 - ・ トイレ利用の困りごとを解消する事例を紹介し、様々な施設での自発的な取組を促す

- 『都民の生活実態と意識（福祉のまちづくり等）』の結果（速報）（令和 4 年 4 月公表）
 - ・ 令和 3 年度東京都社会福祉保健基礎調査（令和 3 年 10 月調査実施）
 - ・ 「心のバリアフリー」の認知度は 49.9%
 - ・ 「ユニバーサルデザイン」の認知度は 63.5%
 - ・ 災害時に地域の中での要配慮者に対して何らかの協力ができると答えた人の割合は 77.2%

- 手話言語条例の制定（令和 4 年 9 月施行）
 - ・ 手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、条例を制定
 - ・ 「東京都手話言語条例」の施行に当たり、条例や手話に対する理解の促進、手話の普及のための啓発リーフレット・ポスターを作成

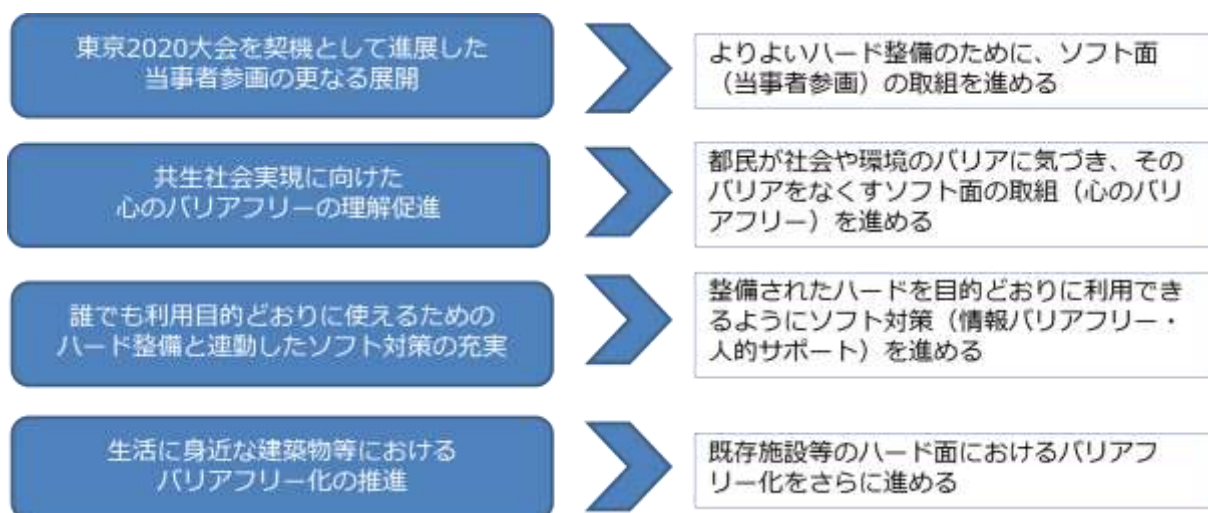
第4章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性

都のバリアフリー化の推進に向けて、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会において議論を重ねてきた内容を5つの項目に分類した。各項目について現状を踏まえて、更なるバリアフリー化の推進に向けた課題と方向性を示す。

【基本的な考え方】

- ◆ 東京2020大会を契機に、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできる、「ハード・ソフト一体的なユニバーサルデザインのまちづくり」が、都市のレガシーとして社会に浸透し、あらゆる整備に内在化したことが、10年後に語れるように、都民、事業者、行政等が一体となって取り組む

- ⇒ 「ハードとソフト、どちらかのみでは不十分・不完全」ということを共通認識化する
- ⇒ 今年度実施の「公共トイレへの介助用大型ベッド設置促進事業」では、「情報発信及び適正利用」を補助要件化しているが、様々な施策・取組において、ハード・ソフト一体的となるよう、できる工夫を行う。



1 東京 2020 大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開

【現状と課題】

- 福祉のまちづくり推進計画の推進に当たり留意すべきポイントとして「当事者参画」を挙げている。
- 東京 2020 大会の競技会場となった都立施設では、東京版ガイドラインを踏まえ、アクセシビリティワークショップによって障害当事者や学識経験者から意見を聴きながらバリアフリー設備等の環境整備を実施した。大会後もレガシーとして継承していくことが求められる。
- ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業、地域福祉推進包括補助事業において住民点検による区市町村施設のバリアフリー改修を支援しており、今後の取組に生かすことも求められる。
- バリアフリー基本構想作成に際して、施設を利用する高齢者・障害者等の意見を反映する措置を講じることが必要とされている。

【解決のポイント】

- 利用者の視点に立った整備を進めるため、当事者参画の更なる促進が必要であるが、参加することにより、次のようなメリットが享受できることを認識することで、より進みやすくなると考えられる。

（事業者側）

- ・当事者が参画することで、どのような効果や手法があるのかがより認識しやすくなる
- ・コスト・工期の状況を踏まえた具体的な対応が明確になり、建築関係者等と共有できる
- ・当事者の意見の反映方法やどこまで反映するべきなのが見えてくる

（利用者側）

- ・法令やマニュアル通りに整備されているのに利用できないという事態が改善される
- ・意見が合わない場合でも対話によって合意形成を図ることの重要性が、当事者間で認識できる。

- 障害者や高齢者等による当事者参画の取組は、当事者による社会貢献の機会の拡大にもつながることから、様々な方策で増やしていくことが重要であるが、バリアフリー基本構想等に基づく取組事例は増えているものの、依然その機会は限られている状況である。

（今までの実施例）

- ・福祉のまちづくり推進協議会、バリアフリー基本構想の協議会等に当事者が委員として活動
- ・区市町村が地域の高齢者や障害者等を登録したまち歩きサポーター等を点検の際に活用

【今後の方向性】

- ◆ 過去の取組事例の中から、目的・効果・手法などのポイントを次のようにまとめ、情報共有を図ることで、事業者側も利用者側も参加者全員が同じ認識で参加できるようにすることが重要である。
 - ①効果的に実施している事例を検証し、目的、効果、手法等のポイント、意見反映の状況等

をまとめ、プロセス（スケジュール・コスト等）もわかりやすく記載

- ②利用者視点による「事後検証」も含めた、スパイラルアップの仕組みやフローを体系的に提示
- ③参画により事業者等の意識改善が生じ、当事者参画の重要性を認識した事例等の紹介

<当事者参画によるバリアフリー整備のポイントのイメージ>

【目的】 利用者の多様なニーズを設計や整備に反映し、誰もが使いやすい施設環境を実現

※ 全ての意見を反映するのは困難であるが、「実現可能なことを精査するプロセス」を設けることこそが重要（バリアフリーはチャレンジ）

【効果】 ① 既存施設の改修等で、法令等に沿った全ての整備が困難な場合、当事者のニーズに基づき優先的な整備内容が検討しやすくなる

例：トイレスペースが限られ、用途がある程度限定される場合、車椅子利用者対応トイレの中に、おむつ交換台と介助用ベッドのどちらを設けるか

② 法令等でパターン化し切れない、「環境要因に沿った使いやすさ」を実現できる

例：手すりの設置場所や形状、視覚障害者誘導用ブロックの敷設ルート

③ 利用者のアクセシビリティに加えてユーザビリティの観点から整備の水準が向上し、追加の整備コストや人的サポート等の機会を最小限に抑えられる

【手法】 次の手法について、施設用途や規模等に応じて、できる限り組み合わせて実施

<設計段階（整備前）>

①現地確認・事前点検

整備主側の想定ではなく、実際に障害者、高齢者、乳幼児連れ、外国人等の多様な利用者が日常的に利用する際の具体的な視点が加わる

②ワークショップ

整備の概要のみならず、図面等を用いて具体的な整備内容を説明した上で意見交換することで、整備主と利用者、或いは、利用者間の相互理解を図ることができる

③その他意見聴取（団体へのアンケートやヒアリング、パブリックコメント等）

幅広い意見を収集でき、反映状況を丁寧に説明することで多数の理解が得られる

<事後点検>

「使いやすいかどうか」の検証を行い、人的サポートや備品等による維持管理面の工夫による改善が図られるとともに、他施設の事前検討にも繋げることができる

- ◆ 好事例が他の地域や事業者、設計者等へ波及し、ノウハウ等の蓄積が図られることにより、新たな取組が生まれ、当事者参画の機会が増大することが必要である。

また、バリアフリー整備だけでなく、行政による様々な福祉のまちづくり施策の意思決定において

当事者が関与する機会についても増加させていくことが重要である。

2 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

【現状と課題】

- 東京 2020 大会に向け国がまとめた「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」で、共生社会の実現に向けた二つの柱のうちの一つとして、心のバリアフリーを進めることを明記し、様々な取組が進められてきた。
- 都は、心のバリアフリーハンドブック周知、心のバリアフリーサポート企業連携事業、心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール、ユニバーサルデザイン学習に係る区市町村支援等の施策を進めているが、「心のバリアフリーの認知度」は、49.9%（令和 3 年度の調査）となっている。
- 共生社会の実現に向けて、「未来の東京」戦略に掲げた「2030 年度末までに認知度 75%」を達成するには、更なる取組が求められる。

【解決のポイント】

- より多くの都民に関心を持ってもらうには、「具体的イメージが持ちにくい」、「バリアフリー設備が設けられている理由を知らない」などの心理的な要因の解消が必要であると想定される。
- 広く都民に「心のバリアフリー」を浸透するためには、都・区市町村だけでなく、企業活動を通じた継続的な取組の進展が図られるような働きかけが効果的である。
- バリアフリー法改正により位置づけられた心のバリアフリーに関する事業「教育啓発特定事業」を活用するなどにより教育と連携した取組を具体化していくことが必要な状況である。

【今後の方向性】

- ◆ 老若男女問わず多くの人々に「心のバリアフリー」を理解してもらうために、わかりやすく、共有しやすい言葉を用いて、自分ごと化しやすい形で発信が重要である。
（自分ごと化するための発信の例）
 - ・ 今はバリアを感じていない人でも、例えば怪我をして松葉杖を使うことになったり、子供が生まれてベビーカーを使うようになったり、年を取って移動が難しくなる、見えにくくなる、聞こえにくくなるなど、いつどこでバリアを感じるようになるかわからない。
- ◆ 心のバリアフリーが多くの人に理解され、様々な場面で自然に実践されるよう、多様な人々の生活シーンと組み合わせた情報発信とすることが重要である。
具体的には、3 STEP（1 バリアを正しく理解する、2 コミュニケーションをとる、3 必要な配慮・行動をする）を踏むことの重要性を強調しつつ、「生活のシーンをイメージできるようにすること」、「声をかける側だけでなく、かけられる側も、双方向でのコミュニケーションを意識できるようなイメージ

を共有する」などを工夫して発信する必要がある。

(イメージしやすい発信の例)

- ・ STEP1 の例としては、「精神障害のある方にどう対応してよいかわからなくて不安」、「盲導犬と一緒にだと入店を断られる」こと等は無理解というバリアから生まれるものであることを紹介する。
- ・ STEP2 の例としては、「白杖を持っているから、困っているだろう」という思い込みで、いきなり手を引っ張って誘導するのではなく、まずは声をかけ、どのような配慮が必要か、双方向でコミュニケーションをとることが必要であることを紹介する。
 - 声をかけた人は、相手が手助けを必要としていないため断られることがあることも理解し、その人が必要な配慮を行うことが大切であることを伝える。
 - 声をかけられた人も、必要がない場合にはそのことを相手が理解できるよう、発信することが大切であることを伝える。
- ・ STEP3 の例としては、聴覚障害のある方に「手話で対応してほしい」と言われた場合、自分が手話をできない時は、手話のできる人に代わったり、筆談で対応することを伝えたり、柔軟な対応をとることが必要であると紹介する。
 - サポートを受ける人も、相手が可能なサポートを提案できることが大切であることを伝える。

- ◆ 真に必要な人がバリアフリー設備を使えるよう、多くの人が自然に適正利用を実践できることを目指し、求められる気遣いなどの普及啓発を行っていく必要がある。

(目指す効果の例)

- ・ 各設備の機能を知り、どのような人がどうして必要なのかわかる。
 - ・ 車椅子使用者のように目に見える理由だけでなく、目に見えない理由も含め、様々な理由でそれぞれの設備を利用していることに気づく人が増える。
- ◆ 心のバリアフリーサポート企業連携事業を通じて、従業員等へ心のバリアフリーを浸透させることが重要である。このことにより、心のバリアフリーを実践できる人が増えるだけでなく、業界全体への横展開や異業種の相乗効果が期待される。
- ◆ 教育との連携に際しては、教育啓発特定事業を行う学校のみならず、全ての学校においてユニバーサルデザインや心のバリアフリーに関する授業が展開されるよう、教職員の負担に配慮しながら、効果的な方法を検討していく必要がある。

※学校連携教育事業 「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン（国交省）」より
児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

(例) 学校の間を利用した市町村等によるバリアフリー教室、まち歩き点検等

(進め方・ポイント等)

- ・ 生徒の理解度や各教科等の学習内容の関連等について十分考慮することが必要

・障害のある子供と障害のない子供が可能な限り学ぶ機会をつくることなどが重要

3 誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実

【現状と課題】

- 情報バリアフリーの施策として、UD ナビの運用、トイレ情報のオープンデータ化、バリアフリーマップ作成に係る区市町村支援等を進めている。今後、バリアフリー情報の自主的な発信や区市町村への提供等を更に具体的に進めるよう、施設管理者等に対して働きかけていくことが求められる。
- ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識の設置などの取組を行っている。また、旅行をするに当たって支障となるバリアや観光モデルルートの情報発信を行うとともに、アクセシブル・ツーリズムに取り組む事業者を支援することで、バリアフリー観光を推進している。
- 障害者差別解消法では、行政機関に加えて、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化される予定である。

都では、これに先駆け、東京都障害者差別解消条例で事業者による合理的配慮の提供を義務化し、パンフレットの作成や事業者向けの法令説明会等を実施している。

【解決のポイント】

- 施設管理者によって発信する情報のわかりやすさや情報量に差があったり、地域内や施設内で施設管理者が異なる場合において連続的に情報が得られないなど、利用者の視点に立った体系的な情報発信ができていないケースが見られている。
- 施設を利用する障害者に対して、ハード面での環境の整備や申し出のあった方法による合理的配慮の提供に係る対応が難しい場合でも、建設的対話を通じて代替措置の選択も含め、柔軟に対応することが重要であるが、その他の人も含め全ての利用者に対して同様のことが求められる。

【今後の方向性】

- ◆ 誰もが必要な情報をスムーズに入手できる環境をより具現化できるよう、各施策を見直し、必要に応じて強化していくことが必要である。

- ① 施設管理者等による自主的な情報発信やオープンデータ化を促すため、施設種別ごとに「必要な情報提供項目」を整理し、事業者や区市町村等に共有する。施設管理者等は、フロアレイアウト等の案内設備やホームページ上での情報発信の際に参考とすることができる。

次のような情報提供項目が考えられるが、あくまで最小限のものであり、各施設管理者等は、利用者の状況や施設用途・規模に応じて、利用者ニーズに沿った情報発信を行うことに留意する必要がある。

＜施設種別ごとの「必要な情報提供項目」のイメージ＞

（１）トイレ ※全施設共通

- ①車椅子使用者対応トイレ、男女別トイレ、男女共用トイレの位置図（フロア図）
- ②トイレ内のレイアウトと広さ ※音声案内・誘導用ブロック、手すり位置、フラッシュライト等
- ③個室等にある設備のピクトグラム（オストメイト用設備、介助用ベッド、おむつ交換台等）
- ④画像（出入口、各設備等 ２～３枚程度）

（２）公園

- ①バリアフリールートの幅や縦勾配等(図示) ②車椅子使用者対応トイレの利用可能時間
- ③電光掲示板がある場合の位置 ④画像

（３）道路

- ①歩車道分離の有無や段差の状況
- ②誘導用ブロック・エスコートゾーン・音響式信号機（利用可能時間含む） ③画像

（４）宿泊施設の客室（車椅子使用者用客室、建築物バリアフリー条例の基準に適合した一般客室）

- ①ホテル出入口から客室までのアクセス経路 ②トイレ・浴室のレイアウトと広さ
- ③画像（トイレ、浴室、ベッドルーム等）

（５）鉄道駅・自由通路・地下街・駅前広場等

- ①鉄道駅改札口からホームまでのアクセス経路（エレベーターの位置を含む） ②近隣のトイレ情報
- ③エレベーター等による地上と地下のルート図 ④バスやタクシーの乗降場所のレイアウト

- ② 面的なバリアフリー化の最新の状況が得られる、わかりやすいバリアフリーマップの更新維持に係る仕組みづくりを図る

◆ バリアフリー化された施設はもとより、ハード整備が行えない場合も含めて、必要な人的サポートや配慮の工夫を具現化できるよう、各施策を強化していくことが必要である。

- ① 鉄道駅では、不特定多数の人が利用する公共の交通機関であるという点を認識し、誰もが利用できるよう、スロープ板の適切な操作などソフト面も含めた対応を推進する必要がある。

また、無人改札口・無人駅において、事務室に連絡する手段がインターホンしかない場合にも、他の改札口や近隣の主要な旅客施設等から人員を派遣するなど、旅客支援を可能な限り行う必要がある。

交通結節点における乗り継ぎ等において、移動の連続性が確保され、円滑な移動ができるよう、事業者間の連携などの対策をより一層促進する必要がある。

- ② ノンステップバス等の運行に際しては、乗務員の正着や二ーリングの技術、車椅子の固定等に係る乗務員への教育に加えて、車椅子の固定について、乗客等の理解を得ていく必要がある。
- ③ ユニバーサルデザインタクシー等の運行に際して、乗務員が車椅子使用者等の乗車に関して適切に対応できるよう、乗務員の研修等を実施する事業者を支援していく必要がある。

4 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進

【現状と課題】

- 東京2020大会会場周辺駅をはじめとする鉄道駅におけるエレベーターやホームドア等の整備、都道等における歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロック設置等のバリアフリー化を推進するとともに、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なハード整備を推進している。
- 都立の競技会場等で、東京版ガイドラインの推奨レベルを満たすことを目指して、施設・環境整備を進めてきたが、特定の用途・規模の新設等の際には、今後もこの水準を継承していくことが求められる。
(例) 多くの施設では、異性の介助・同伴が必要な人やトランスジェンダー等で男女別トイレを使いきくい人に配慮し、男女共用トイレが車椅子利用者用トイレとは別に設けられた。
- 既存の建築物等のバリアフリー化、特に、既存の小規模店舗等の整備基準への適合義務がからない建築物等においてバリアフリー化を進めることが求められる。
- 誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、各法令に基づき、園路の移動円滑化、だれでもが使いやすいトイレや障害者等用駐車区画の整備などに取り組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進んでいる。

【解決のポイント】

- 東京版ガイドラインの基準に記載されている項目やアクセシビリティ・ワークショップを踏まえて整備方針に盛り込まれて実施された整備等のうち、継承が必要な整備項目等を抽出し、必要に応じて見直しを検討する。
- バリアフリー基本構想で生活関連施設等に位置付け、特定事業を行う場合の財政支援の周知をわかりやすくすることで、区市町村や特定事業に参加する事業者の心理的な負担を緩和する。

【今後の方向性】

- ◆ 男女共用トイレ等を福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルで位置付けるなどの検討が必要である。
- ◆ 観覧席・客席の整備基準について、東京版ガイドラインとの相違点を比較し、必要に応じて見直しを行うことが重要である。

現行の観覧席・客席の整備基準

条例等	整備項目	整備基準等の例
東京都福祉のまちづくり条例 ●遵守基準 ○努力基準 ○望ましい整備	車椅子使用者用観覧席・客席等	● 1以上設ける、サイトラインの確保 ○ ・200席以下の場合：全席数×1/50以上 ・200席を超える場合：全席数×1/100+2 ・サイトラインの確保 ○ ・可動式とする ・水平方向及び垂直方向に分散させて設ける ・同伴者席：車椅子使用者用観覧席・客席と隣接して、同じ割合で設ける ・付加アメニティ席：歩行困難者、補助犬ユーザー等何らかの理由で配慮が必要な人の席を設ける ・乳幼児連れ、知的・発達・精神障害者等が周囲の気兼ねなく観覧できる区画された観覧スペースを設ける
	集団補聴設備等	● ○聴覚障害者のための磁気ループ・赤外線送受信装置等、字幕や文字情報を表示する装置を設ける ● ○視覚障害者のための音声装置を設ける ○ 手話通訳スポット設備、要約筆記用プロジェクター・スクリーン・作業スペース等を設ける
バリアフリー法 ○誘導基準（R4.10施行） ○設計標準に記載	車椅子使用者用観覧席・客席等	○ ・客席総数の2%以上（総客席数～200） ・客席総数の1%+2以上（総客席数201～2,000） ・客席総数の0.75%+7以上（総客席数2,000～） ※可動席スペースを含む ・サイトラインの確保 ○ ・固定位置の席のほかに、取り外し可能な可動席スペースを設けることが望ましい ・同伴者席：車椅子使用者用観覧席・客席と隣接して設ける ・乳幼児連れ、知的・発達・精神障害者等が周囲の気兼ねなく観覧できる区画された観覧室を設ける
東京版ガイドライン（正式名称：東京2020アクセシビリティ・ガイドライン ※IPC「アクセシビリティガイド」と同水準）	車いすでアクセシブルな座席	・オリンピック大会会場：客席総数の0.75%（標準） ・パラリンピック大会会場：客席総数の1.0～1.2%（標準） ・オリ・パラ大会を除き、どのようなスポーツイベントでも最低要件は、総座席数の0.5% ・同伴者席を同じ割合（0.5～1.2%）で設ける ・様々なエリアに組み入れて複数の選択が可能なよう配慮、水平方向及び垂直方向に分散させて設ける ・付加アメニティ座席：1%用意することが望ましい ・乳幼児連れ、知的・発達・精神障害者等が周囲の気兼ねなく観覧できる区画された観覧スペースを設ける

- ◆ バリアフリー基本構想と連動して特定事業を行う場合の既存の財政支援策についてわかりやすく周知していくことが必要である。

区市町村各部署の緊密な連携や民間事業者との一体的な取組が促進するよう、働きかけていくことが効果的である。

- ◆ 全ての人が安全で快適に移動できるよう、鉄道駅でのホームドア設置が引き続き計画的に進められるよう、鉄道事業者を効果的に支援していくことが必要である。
- ◆ 多くの人が日常生活で利用する駅、公共施設、福祉施設などを結ぶ道路のバリアフリー化を引き続き計画的に進める必要がある。

5 バリアフリーの推進に関するその他の検討事項

【現状と課題】

- 国は、改正バリアフリー法の趣旨と内容を踏まえ、建築設計標準、公共交通、道路、公園のガイドラインを改定済みであり、バリアフリー法に基づく各ガイドラインと福祉のまちづくり施設整備マニュアルの整合を図るための整理が求められる。
- 都は、区市町村が行う避難所管理運営や要配慮者対応に係る各指針を示すとともに、福祉保健・防災部門の職員を対象とした研修の実施などにより安全対策を推進している。

また、ヘルプカードの作成等で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めている。

施設整備マニュアル改訂の検討について

マニュアル	改訂を検討する主な整備項目と内容		国ガイドライン等
建築物編	①観覧席・客席	➤車椅子使用者用観覧席・客席に関する整理	「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正（令和3年3月）
	②宿泊施設の客室	➤建築設計標準・建築物バリアフリー条例との整理	
	③店舗内の通路や座席	➤建築設計標準・店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドラインとの整理	
道路編	④視覚障害者誘導用ブロック	➤踏切道の注意喚起等に関する整理	道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和4年3月・令和4年6月）
公園編	⑤野外劇場・野外音楽堂	➤車椅子使用者用観覧席・客席に関する整理	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月）
公共交通施設編	I 公共交通施設 ⑥休憩施設（ベンチ等）	➤優先席を設ける場合の案内表示などに関する整理	「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」改訂（令和4年3月等）
	II 鉄軌道 ⑦乗降場（プラットフォーム）	➤車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合の案内表示などに関する整理	
全般	○ 便所	➤男女共用トイレの位置づけ ➤介助用ベッドの基準見直しの検討	多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック（令和4年3月）

【解決のポイント】

- 災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するため、福祉のまちづくりの観点も踏まえて、福祉や防災などの関係機関が連携して総合的に対策を検討していくことが課題である。

【今後の方向性】

◆ 今回の改訂において、国ガイドラインにおいて、記載が詳細になった部分の反映し、特に、次の事項について、それぞれを基本的考え方に言及するとともに、必要な要素を各整備項目の解説に反映させることにより、福祉のまちづくりのスパイラルアップを推し進めることが重要である。

- ① 当事者参画の考え方
- ② 心のバリアフリーに関すること
- ③ 情報バリアフリーに関すること

◆ 学校施設について、障害のある児童・生徒を含めて誰もが利用しやすいように整備するとともに、災害時に避難所として使用される場合に、配慮が必要な高齢者や障害者等が利用することを想定して整備を進めていくことが重要である。例えば、避難所として使用される屋内運動場等から車椅子使用者対応トイレに円滑にアクセスできるよう、車椅子使用者対応トイレや経路を適切に整備する必要がある。

また、施設整備のみでなく、避難所となる学校等への道路のバリアフリー化も含めて面的に整備していく必要がある。

◆ 障害者が周囲に支援を求める手段として活用するヘルプカードの作成促進など、災害時及び緊急時に備えた取組を推進するとともに、区市町村の要配慮者の把握を促すなど、要配慮者対応を強化していく必要がある。

◆ 災害時に対応した応急仮設住宅の計画的なバリアフリー化を推進する必要がある。

おわりに 略